

地球温暖化対策のための「COP17」開幕（グローバル）

1. 「COP17」とは？

「COP」は、条約締約国による会議(Conference of the Parties)の略称です。17回目の今回を「COP17」と呼びます。この会議は、国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)に基づいて始まりました。

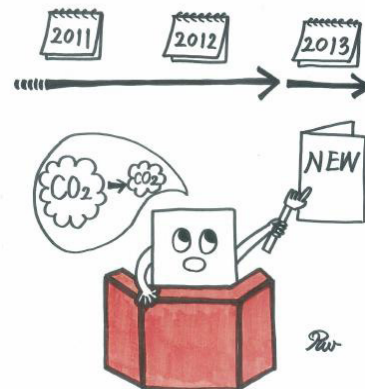
複数の国と地域が集まり、地球温暖化対策の新たな枠組みを話し合うための国連の会議です。

2. 最近の動向

「COP17」は日本時間の昨日午後、南アフリカ共和国のダーバンで、スタートしました。12月9日(金)までの約2週間にわたり、約190の国と地域が参加して、熱い議論が繰り広げられます。

注目されるのは、再来年の「2013年以降の国際ルール」の行方です。1997年に採択された現行のルール、「京都議定書」の対象期間は来年末までです。また、二酸化炭素などの温暖化ガス削減義務の枠組みに、アジアなどの新興国や経済大国の米国は入っていません。

現在は、先進国が新興国に対して、新たな枠組みへの参加を強く求めています。事前の交渉は難航しています。新たなルールに合意するためのハードルは、今回も高くなることが予想されます。



3. 今後の展開

温暖化ガスの削減には、各国企業による設備投資など、大きなコスト負担を伴います。経済成長著しい新興国と、すでに大量の温暖化ガスを排出してきた先進国とのそれぞれの立場で、それぞれの言い分が交錯する傾向が強まっています。今回の議論のポイントとして予想されるのが、「共通ルールのほかに、新興国が参加しやすい別のルールを用意するのか」、「先進国から新興国への資金援助および技術支援について、どの程度踏み込むのか」といったことなどです。また、原発事故をきっかけに、火力発電対応など、エネルギー計画の見直しをせざるを得ない日本の立場も、これまでとは異なるものになりそうです。

ただし、「京都議定書」の期限は来年末に迫っています。残された交渉時間は非常に限られています。環境が破壊され、気候変動が激しくなった場合、私たちの生活や経済活動は大きな影響を受けることとなります。各国が納得できる新たなルールが出てくるのか否か、「COP17」の交渉の行方に注目です。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年11月28日【キーワード No.716】原油価格と「ガソリン・軽油」価格の関係(日本)

2011年11月18日【デイリー No.1,143】米国・日本・欧州のGDP成長率(7-9月期)～景気は各国で回復が続くが、ユーロ圏は緩慢～

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております(当資料作成基準日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社